屋外広告物適正化旬間にパトロールを実施しました

国土交通省が屋外広告物の適正化を一層推進するために定めた屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日から10日まで）に合わせ、県では違反広告物のパトロールや県内一斉の簡易除却活動、安全管理の啓発活動等を実施しています。

今年度は、下田土木事務所都市計画課と市役所建設課の合同パトロールを実施し、違反している屋外広告物の現地調査を行いました。

屋外広告物には設置基準が設けられているのを知っていますか？

沿道沿いの店舗が掲示する看板（自家広告物）や、幹線道路から店舗まで誘導する看板（案内看板）は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において設置基準が設けられています。これは、安全管理の面と景観保全の両面から規制を行っています。

幹線道路沿いに設置する案内看板においても設置基準があるほか、店舗や事業所に設置する自家広告物においても規定があります。

詳しくは、市ホームページ又は県景観まちづくり課ホームページでご確認ください。

ご自身が管理している屋外広告物の許可期間が切れていませんか？

屋外広告物は、屋外広告物法及び静岡県屋外広告物条例において、設置出来る期間が定められています。屋外広告物の種類に応じて2～3年の期間において設置することが可能で、許可期間終了後も継続して屋外広告物を掲出する場合には、条例で定められた様式により申請手続を行う必要があります。手続では、申請書類等の提出と同時に、直近の点検結果の報告も義務付けられています。

建設課　寺川主事

長期間掲出された屋外広告物は、サビによる劣化で強度が低くなっていることで、台風等の自然災害で破損することもあります。こうした状態で屋外広告物を掲出し続けることは、思わぬ事故を招く恐れもあり、大変危険です。

こうした事態を招かないためにも、日常的な点検はもちろん、掲出許可期間の更新時期において、条例に定める項目の点検及びその報告をお願いしています。

伊豆半島における違反屋外広告物をゼロに！

伊豆半島は、富士箱根伊豆国立公園に指定され、近年ではユネスコ世界ジオパークの認定を受けるなど、豊かな自然環境を有します。また、東京２０２０オリンピック・パラリンピックでは、自転車競技の開催地となるなど、伊豆半島が誇る豊かな自然景観は、日本のみならず世界中の人が注目する地域となっています。

こうした状況の中、市を含む伊豆半島の各自治体と県は、豊かな自然景観を維持・保全していくため、平成28年4月1日に「伊豆半島景観協議会」を立ち上げ、「伊豆半島景観形成行動計画」を策定しました。計画では、この伊豆半島の豊かな自然景観にそぐわない屋外広告物の是正も課題の一つとし、調査を開始した平成29年12月段階で、２２３２件あった違反屋外広告物を、令和3年8月末現在までに２０４６件是正してきました。

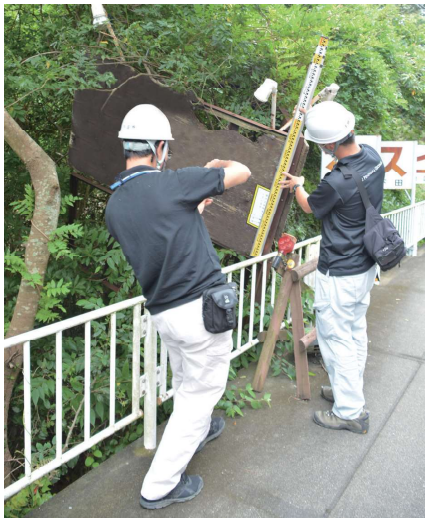

適正化旬間における違反屋外広告物のパトロールの様子

市では、平成29年12月時点で１２４件の違反屋外広告物が掲出されていましたが、令和3年8月末現在までに１１３件を是正し、残り11件となっています。

市においても、下田をはじめ、この伊豆地域にこれまで受け継がれてきた豊かな自然景観を後世に伝えていくため、引き続き違反屋外広告物の是正指導を行います。

市民の皆さま、各事業所の皆さまにおかれましては、適切な屋外広告物の管理にご理解、ご協力をお願いします。

「景観」における取組み

市では、平成16年の景観法施行を受け、平成19年に景観行政団体となり、2年後の平成21年には「下田市景観計画」を定めました。

「景観」とは？

景観学者の中村良夫氏の定義によると『「人間をとりまく環境のながめ」にほかならない』とされています。

言い換えるならば、私たちが日々生活する中で目にする風景や景色が、日常・非日常に関わらずどのように感じるのか。それが「景観」という考え方です。

表紙の「櫛田蔵」は、歴史的建造物である蔵をカフェにリノベーション

例えば、旅行に行った際、現地で祭りが行われていたとします。自分の地元ではないにしても、その祭りの風景にどこか懐かしさや、興奮を覚えることがあるかと思います。この祭りの風景を見て、どのように感じるのか、それが前述した「景観」という考え方であるといえます。

こうした「景観」を守り次世代に伝えていくことを「下田市景観計画」では目標の一つに挙げていますが、それを具体的に、どのように守っていくのか。先ほどの「祭り」を例に考えてみましょう。祭りを継続して行っていくためには、毎回一定数以上の参加者が必要となるでしょうし、「祭り」の雰囲気に合う「まちなみ」を維持していくことも大切です。

「景観」という考え方が提唱される以前は、こうしたことはごくごく当たり前でありましたが、社会情勢の変化により、当たり前でなくなっている現実があります。

下田のまちでも同様に、現市民文化会館建設に伴う旧下田小学校解体は、まちなみを大きく変えてしまいました。無くした後気付く本来のまちの風景は、壊すことは簡単である一方、元に戻すことは容易ではありません。

こうした経験を繰り返さないため、「下田市景観計画」では、市民が誇りに思い「下田らしい」と感じるものを「下田まち遺産」と名付け、それらを保護保存、活用していくことを目標としました。これまで受け継いできた下田の景観を次世代に引き継ぎ、今の私たちが「下田らしい」と感じる「下田まち遺産」を守っていきたいと考えています。

また、こうした考え方の普及啓発として、市内団体や小中学校への出前講座の実施、『下田まち遺産手帖』作成・発行などの広報活動にも力を入れています。

稲生沢小学校での出前講座の様子

『下田まち遺産手帖』は Vol.19 まで発行中

景観法に基づく届出書の提出があるのを知っていますか？

これまで「景観」について説明しましたが、こうした風景や景色を守っていくためには、その地域で計画される建築物や開発事業などが大きく影響してきます。

景観法では、景観行政団体の長が定めた範囲において、一定規模の事業を行う場合に、届出書の提出を求めることができます。市では「下田市景観計画」において、市域全域を対象に、一定規模以上の事業を行う場合には、届出書を提出する必要があります。

これは、私たちが受け継いできた「下田らしい」景観を次の世代に繋げるため、それぞれの立場で「景観」について考えていただきたいという考えのもと、取り組んでいるものになります。この記事をきっかけに、少しでも「景観」について考えるきっかけになればと思います。

問合せ先
建設課都市住宅係
☎㉒２２１９